

第1回 気高地域学校統合に関する関係者会議

令和4年11月29日(火)
気高町総合支所

1 開 会

2 委員委嘱

3 教育委員会あいさつ

4 出席者自己紹介

5 設置要綱について

6 会長、副会長について 会長： 副会長：

7 事務局説明

(1) 関係者会議の協議内容について

- ・鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針から
～本市の適正規模の基準について～
- ・統合準備委員会の検討結果について
- ・関係者会議の設置の目的

(2) 新設校の設置位置について

- ・資料1・2について

8 質疑応答

9 次回開催日程について

日 時： 令和4年12月〇日(〇) :

10 閉 会

気高地域学校統合に関する関係者会議 委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	備 考
1	地原 伸	地域振興会議委員・気高町自治連合会長
2	久野 壯	地域振興会議委員(副会長)・逢坂地区むらづくり協議会副会長
3	塩田 則夫	地域振興会議委員・瑞穂地区まちづくり協議会会長
4	河根 裕二	地域振興会議委員(会長)・ヤサホーガイドの会事務局長
5	片山 敬子	地域振興会議委員・鳥取大学教員養成センター特任教授
6	渡辺 雅子	地域振興会議委員・元鳥取市立青谷小学校長
7	鈴木 陽子	地域振興会議委員・気高地区民生児童委員
8	宇津原 あけみ	地域振興会議委員・鳥取西地域商工会女性部
9	田中 敦志	地域振興会議委員
10	近藤 可菜	地域振興会議委員
11	松井 千晶	地域振興会議委員
12	澤口 和也	地域振興会議委員
13	米田 克彦	宝木地区まちづくり協議会会長
14	平尾 浩一	宝木小保護者代表
15	江谷 清隆	瑞穂小保護者代表
16	米田 悦明	浜村小保護者代表
17	久野 寛則	逢坂小保護者代表
18	安藤 重敏	瑞穂小学校運営協議会会長
19	木下 公明	浜村小学校運営協議会会長

気高地域学校統合に関する関係者会議 設置要綱

鳥取市教育委員会

(設置)

第1条 鳥取市気高地域の宝木、瑞穂、浜村、逢坂小学校の新設統合を推進するため、気高地域学校統合に関する関係者会議（仮称）（以下「関係者会議」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 関係者会議を設置する期間は、令和4年11月29日から令和4年12月31日までとする。ただし、次条に掲げる推進事項の達成が困難であると認められる場合は、必要に応じて継続して設置できるものとする。

(推進事項)

第3条 関係者会議は、気高地域学校統合準備委員会より鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出された「気高地域の中長期的な姿を見据えた統合の方法及び学校の設置場所等に関する検討結果等」を踏まえ、教育委員会より示された「新設校整備に向けた考え方等」について、学校の設置場所等に関して、気高地域のまちづくりを見据えた意見を教育委員会に述べることとする。

(委員)

第4条 関係者会議は20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 気高地域振興会議の委員の職にある者
- (2) 宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校、逢坂小学校の学校運営協議会会長及び保護者代表
- (3) その他、関係者会議が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、令和4年12月31日までとする。ただし、推進事項の達成が困難であると認められる場合は、任期を延長することができる。

2 委員に欠員が生じた場合は、教育委員会は前条に掲げる者の中から新たに委員を委嘱することができる。この場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、無償とする。

(会長及び副会長)

第7条 関係者会議には、会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、気高地域振興会議会長とする。
- 3 副会長は、気高地域振興会議副会長とする。
- 4 会長は、会務を総理し、関係者会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 関係者会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると会長が認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 関係者会議の庶務は、鳥取市教育委員会事務局教育総務課校区審議室及び鳥取市気高町総合支所地域振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、関係者会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

気高地域学校統合に関する 関係者会議

教育総務課校区審議室
気高町総合支所

本日の内容

- 1 鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針から
～本市の適正規模の基準について～
- 2 統合準備委員会の検討結果について
- 3 関係者会議の設置の目的について
- 4 資料1・2について
- 5 質疑応答

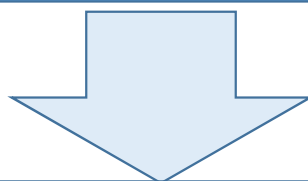
1 本市としての適正規模の目安



鳥取市校区審議会では、法令や国の基準等を参考にして、公立学校の適正規模について以下のような議論を進めました。

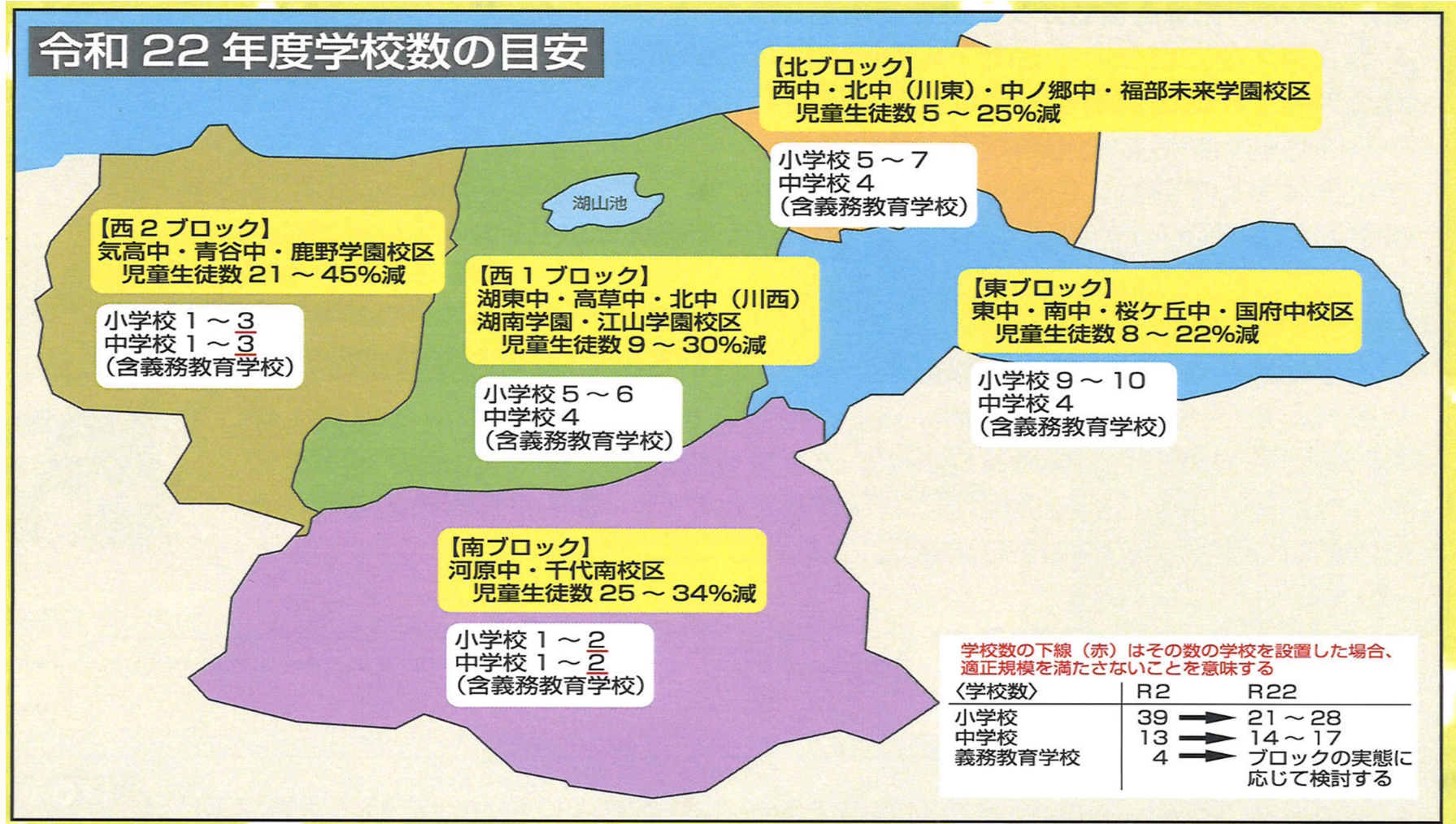
	小学校	中学校	義務教育学校
1校あたりの学級数	12～18学級	9～18学級	9～27学級

ただし、1学年の人数が極端に減少する場合は、学校統合の適否について検討する。



20年後に適正規模の学校は何校？

ブロック別の鳥取市の学校数の目安



西2ブロックの鳥取市の学校数の目安



小学校	【R2】			【R22】		
	児童数	学級数		全児童数	全学級数	学校数
宝木	71	5	➔	380 ~ 570	18 ~ 24	1~3 (含義務教育学校)
瑞穂	47	5				
浜村	227	11				
逢坂	30	4				
青谷	181	8				
鹿野学園(前期)	153	7				
計	709	40				

中学校	【R2】			【R22】		
	生徒数	学級数		全生徒数	全学級数	学校数
気高	184	6	➔	220 ~ 290	9 ~ 12	1~3 (含義務教育学校)
青谷	105	4				
鹿野学園(後期)	76	3				
計	365	13				

2 統合準備委員会の検討結果等について

▶ 気高地域学校統合準備委員会の検討結果及び要望の内容（R4.2.16）

- ・ 4つの小学校を新設統合 将来的な義務教育学校への移行
- ・ 浜村駅周辺の新規用地を取得して学校を新築する



▶ 鳥取市教育委員会からの回答（R4.3.4）

- ・ 鳥取市公共施設再配置基本計画に則った施設整備を行うため、関係者会議（仮称）を設置し更に検討を進める
- ・ まちづくりの観点も踏まえ、適切な用地を選定する
- ・ 地域の要望はできる限り尊重する

本市の公共施設の経営基本方針等における基本的な考え方

- ▶ 施設全体の総延床面積を縮減することで、建物の更新経費を縮減し、財政規模に見合った施設の総量に圧縮

(H27 鳥取市公共施設の経営基本方針)

- ▶ 従来の1施設1機能の考え方ではなく、複合化や多機能化等によって、公共施設が多様な人々が集まる場となり、人と人との新たな交流を生み、魅力ある施設になることをめざす

(同鳥取市公共施設の経営基本方針)

- ▶ 更新等検討時期を迎えていなくても、複合化の対象となった場合などは施設見直しのタイミングとなる

(H28 鳥取市公共施設再配置基本計画)

3 関係者会議の設置目的

目的

市の庁内検討会においてまとめた新設校の設置位置と複合化・共用化に関する「市の考え方」に対して、地域の代表として気高地域のまちづくりを見据えたご意見をいただくことを目的とする。

関係者会議の設置目的

方針決定の方法

関係者会議で意見をいただき、**新設校の設置位置等については鳥取市教育委員会**で決定する。